

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

次(*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

〇 規則

*27 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

(子ども未来課).....1

*28 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

y)..... 4

*29 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則

(障害福祉課)..... 13

*30 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(会計課).....14

*31 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

(") 18

〇 告示

*304 和歌山県中央児童相談所の一時保護施設の入所定員

(子ども未来課).....19

*305 和歌山県障害児者サポートセンターの医療費の算定方法等

(障害福祉課).....19

〇 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

(和歌山県住宅供給公社)..... 20

規則

和歌山県規則第27号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則(昭和37年和歌山県規則第33号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(負担金の額の決定)

第3条 略

2 略

- 3 児童相談所長は、法第27条第1項及び第2項 の規定による措置をとった場合並びに児童自立 生活援助の実施を行った場合は、法第50条第7 号、第7号の2及び第7号の3に規定する費用 に係る負担金の額の決定を行わなければならな い。
- 4 <u>児童相談所長</u>は、前項の規定により負担金の 額の決定を行ったときは、速やかに負担金決定 通知書を本人又は扶養義務者に送付しなければ ならない。
- 5 6 略

(負担金の額の決定)

第3条 🏗

2 略

- 3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 所長又は和歌山県紀南児童相談所長(以下「センター長等」という。)は、法第27条第1項及 び第2項の規定による措置をとった場合並びに 児童自立生活援助の実施を行った場合は、法第 50条第7号、第7号の2及び第7号の3に規定 する費用に係る負担金の額の決定を行わなけれ ばならない。
- 4 センター長等は、前項の規定により負担金の 額の決定を行ったときは、速やかに負担金決定 通知書を本人又は扶養義務者に送付しなければ ならない。
- 5 6 略

(負担金の額の調査)

第4条 振興局長は、法第50条第7号、第7号の 2及び第7号の3に規定する費用に係る負担金 徴収の調査については、児童相談所長の発する 措置決定通知書の送付を受けた日から10日以内 に負担能力認定書により児童相談所長に通知し なければならない。

(負担金の額の再決定)

第6条 振興局長及び児童相談所長は、決定した 負担金の額の適否を調査し、負担金の額の再決 定を毎年7月1日に行うものとする。ただし、 振興局長及び<u>児童相談所長</u>が特に必要と認める 理由のあるときは、適宜にこれを行うことがで きる。

(負担金の減免)

第7条 略

前項の規定により減免措置を受けようとする 者は、別記第1号様式による負担金減免申請書 を振興局長又は児童相談所長を経由して知事に 提出しなければならない。ただし、法第20条の 規定による措置をとった場合の負担金に係る申 請については、居住地を管轄する保健所長(支 所長を含む。)を経由するものとする。

(負担金の納入延期)

第8条 略

前項の規定により納入延期を受けようとする 者は、別記第2号様式による負担金納入延期申 請書を振興局長又は児童相談所長を経由して知 事に提出しなければならない。ただし、法第20 条の規定による措置をとった場合の負担金に係 る申請については、居住地を管轄する保健所長 (支所長を含む。)を経由するものとする。

夕日知日の世界旧立 1 IT | 因フルバナ極壮

(納入の通知及び納期限)

第9条 略

付則別表(付則第3項関係) 児童入所施設徴収金基準額表

	月初日の措置児童 属する世帯の階層 分	入所 施設	母子生活支援施 設、児童自立 援施設通所部 児童心理治療施 設通所部及び児 童自立生活援助 事業を行う者
階層区分	定義	徴 金 準 (額)	徴収金基準額(月額)
略			
備考	層と認定された 掲げる世帯でも 規定にかかり 基準額は0円と (1)~(3) 略 (4) 「その他の 申請に基づる	世場合であるすす世場、、る帯とは生とたるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる	世帯の階層が B 階であっても、次の会には、この表のとは、この徴収金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

と知事、振興局長及び児童相談所長

(負担金の額の調査)

第4条 振興局長は、法第50条第7号、第7号の 2及び第7号の3に規定する費用に係る負担金 徴収の調査については、センター長等の発する 措置決定通知書の送付を受けた日から10日以内 に負担能力認定書によりセンター長等に通知し なければならない。

(負担金の額の再決定)

第6条振興局長及びセンター長等は、決定した 負担金の額の適否を調査し、負担金の額の再決 定を毎年7月1日に行うものとする。ただし、 振興局長及びセンター長等が特に必要と認める 理由のあるときは、適宜にこれを行うことがで きる。

(負担金の減免)

第7条 略

前項の規定により減免措置を受けようとする 者は、別記第1号様式による負担金減免申請書 を振興局長又はセンター長等を経由して知事に 提出しなければならない。ただし、法第20条の 規定による措置をとった場合の負担金に係る申 請については、居住地を管轄する保健所長(支 所長を含む。)を経由するものとする。

(負担金の納入延期)

第8条 略

前項の規定により納入延期を受けようとする 者は、別記第2号様式による負担金納入延期申 請書を振興局長又はセンター長等を経由して知 事に提出しなければならない。ただし、法第20 条の規定による措置をとった場合の負担金に係 る申請については、居住地を管轄する保健所長(支所長を含む。)を経由するものとする。

第9条 略

付則別表(付則第3項関係)

児童	入所施設徴収金基	準額表	
	月初日の措置児童 属する世帯の階層 分	入所 施設	母子生活支援施 設、児童所部 児童所部及び 児童所部及び 設通所生活援助 童自立生活援助 事業を行う者
階層区分	定義	徴 金 準 (額)	徴収金基準額 (月額)
略			
備考	層と認定された 掲げる世帯であ	と世帯である場合が、当	世帯の階層がB階であって、次には、この表の 台には、この表の 台該階層の徴収金

(1)~(3) 略 「その他の世帯」……保護者の 申請に基づき、生活保護法に定める 要保護者等特に生活に困窮している と知事、振興局長及びセンター長等 が認めた世帯 5~8 略

別表第1(第5条関係) 児童入所施設徴収金基準額表

	刊初日の措置児童 属する世帯の階層 分	入所施設	母子に 芸様 大に 大に 大に 大に 大に 大に 大に 大に 大に 大に
階層区分	定義	徴金準 (額)	徴収金基準額(月額)

略

備

$1 \sim 4$ 略

5 措置児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1)~(3) 略

- 4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると知事、振興局長及び児童相談所長が認めた世帯
- 6 · 7 略
- 8 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。
 - (1) 法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア、略

その妊産婦の属する世帯の階層 区分がA階層及びB階層である場 合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育 児一時金等の出産に関する給付を 受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特 定出産事故に係る事故が発生した 場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための 補償金の支払に要する費用の支出 に備えるための保険契約(出生者 等に対し、総額3,000万円以上の 補償金を支払う契約) が締結されており、かつ、特定出産事故に関 する情報の収集、整理、分析及び 提供の適正かつ確実な実施のため の措置を講じている場合に、その 保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、488,000円以上である とき。

(2) 略

9 略

が認めた世帯 5~8 略

別表第1(第5条関係) 児童入所施設徴収金基準額表

	月初日の措置児童 属する世帯の階層 分	入所 施設	母子生活支援施 会 会 会 会 会 会 の の の の の の の の の の の の の
階層区分	定義	徴 金 準 (額)	徴収金基準額(月額)

略

//

$1 \sim 4$ R

5 措置児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1)~(3) 略

- (4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると知事、振興局長及びセンター長等が認めた世帯
- 6 7 略
- 8 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。
- (1) 法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

その妊産婦の属する世帯の階層 区分がA階層及びB階層である場 合を除いて、その妊産婦が社会保 険の被保険者、組合員又は被扶養 者でその社会保険において出産育 児一時金等の出産に関する給付を 受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特 定出産事故に係る事故が発生した 場合において、出生者の養育に係 る経済的負担の軽減を図るための 補償金の支払に要する費用の支出 に備えるための保険契約(出生者 等に対し、総額3,000万円以上の 補償金を支払う契約) が締結され ており、かつ、特定出産事故に関 する情報の収集、整理、分析及び 提供の適正かつ確実な実施のため の措置を講じている場合に、その 保険料相当額として支払われる額 を除く。以下「出産一時金」という。)が、408,000円以上である とき。

(2) 略

9 略

別表第2 (第5条関係) 障害児入所施設徴収金基準額表

	目初日の措置児童の属す 世帯の階層区分	入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)

略

- この表の「入所施設」とは、障害児 入所施設及び法第7条第2項に規定す る指定発達支援医療機関(入所に限る 。)をいう。
- 措置児童の属する世帯の階層がB階 層と認定された世帯であっても、次に 掲げる世帯である場合には、 規定にかかわらず、当該階層の徴収金 基準額は0円とする。

(1)~(3) 略 (4) 「その他の世帯」……保護者の 申請に基づき、生活保護法に定める 要保護者等特に生活に困窮している と知事、振興局長及び児童相談所長 が認めた世帯

5~8 略

別表第2(第5条関係) 障害児入所施設徴収金基準額表

	目初日の措置児童の属す 世帯の階層区分	入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)

略

- この表の「入所施設」とは、障害児 入所施設及び法第6条の2の2第3項 に規定する指定発達支援医療機関(入 所に限る。)をいう。
- 措置児童の属する世帯の階層がB階 層と認定された世帯であっても、次に 掲げる世帯である場合には、 上表の規 定にかかわらず、当該階層の徴収金基 準額は0円とする。

- (1)~(3) 略 (4) 「その他の世帯」……保護者の 申請に基づき、生活保護法に定める 要保護者等特に生活に困窮している と知事、振興局長及びセンター長等 が認めた世帯
- 5~8 略

別記第1号様式(その2)中

「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長 印

(和歌山県紀南児童相談所長 印)

を

児童相談所長 印」に改める。 「和歌山県

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の改正規定(「センター長等」を 「児童相談所長」に改める部分を除く。)、別表第1備考8(1)イの改正規定並びに別表第2備考4の改正 規定(「センター長等」を「児童相談所長」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則別表第1備考8 の規定は、令和5年4月1日から適用する。

和歌山県規則第28号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和62年和歌山県規則第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(権限の委任)	(権限の委任)

知事は、法第32条第1項の規定に基づき 法第27条第1項及び第2項の措置を採る権限 並びに児童自立生活援助の実施の権限を和歌山 県児童相談所設置条例(昭和39年和歌山県条例 第8号)に定める児童相談所の長(以下「児童 相談所長」という。)に委任する。

2 • 3 略

第31条の5 略

(親子再統合支援事業等の開始の届出) 第31条の6 法第34条の7の2第2項の規定によ る届出は、親子再統合支援事業等開始届(別記 第22号様式の6)によらなければならない。

(親子再統合支援事業等の変更の届出)

第31条の7 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、親子再統合支援事業等変更届(別記 第22号様式の7)によらなければならない。

(親子再統合支援事業等の廃止又は休止の届出

第31条の8 法第34条の7の2第4項の規定による届出は、親子再統合支援事業等廃止(休止) 届(別記第22号様式の8)によらなければなら

(妊産婦等生活援助事業の開始の届出)

第31条の9 法第34条の7の5第2項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届(別記第22号様式の9)によらなければならない。

(妊産婦等生活援助事業の変更の届出)

第31条の10

(妊産婦等生活援助事業の廃止又は休止の届出

第31条の11 法第34条の7の5第4項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止(休止) (別記第22号様式の11)によらなければなら

(一時預かり事業の開始の届出)

第31条の12 法第34条の12第1項の規定による届 出は、一時預かり事業開始届 (別記第22号様式 の12) によらなければならない。

(一時預かり事業の変更の届出)

第31条の13 法第34条の12第2項の規定による届 出は、一時預かり事業変更届 (別記第22号様式 の13) によらなければならない。

(一時預かり事業の廃止又は休止の届出)

第31条の14 法第34条の12第3項の規定による届 出は、一時預かり事業廃止(休止)届(別記第 22号様式の14) によらなければならない。

(病児保育事業の開始の届出)

第31条の15 法第34条の18第1項の規定による届 出は、病児保育事業開始届(別記第22号様式の 15) によらなければならない。

(病児保育事業の変更の届出)

第3条 知事は、法第32条第1項の規定に基づき 法第27条第1項及び第2項の措置を採る権限 並びに児童自立生活援助の実施の権限を和歌山 県子ども・女性・障害者相談センター設置及び 管理条例(平成7年和歌山県条例第33号)第1 条第2項の規定により児童相談所とされる和歌 山県子ども・女性・障害者相談センター及び和 歌山県紀南児童相談所設置条例(昭和39年和歌山県条例第8号)に定める児童相談所の長(以 下「児童相談所長」という。)に委任する。 2 • 3 略

第31条の 5

(一時預かり事業の開始の届出)

第31条の6 法第34条の12第1項の規定による届 出は、一時預かり事業開始届 (別記第22号様式 の6)によらなければならない。

(一時預かり事業の変更の届出)

第31条の7 法第34条の12第2項の規定による届 出は、一時預かり事業変更届 (別記第22号様式 の7)によらなければならない。

(一時預かり事業の廃止又は休止の届出)

第31条の8 法第34条の12第3項の規定による届 出は、一時預かり事業廃止(休止)届(別記第 22号様式の8)によらなければならない。

(病児保育事業の開始の届出)

第31条の9 法第34条の18第1項の規定による届 出は、病児保育事業開始届(別記第22号様式の 9)によらなければならない。

(病児保育事業の変更の届出)

<u>第31条の16</u> 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児保育事業変更届(<u>別記第22号様式の16</u>) によらなければならない。

(病児保育事業の廃止又は休止の届出) 第31条の17 法第34条の18第3項の規定による届 出は、病児保育事業廃止(休止)届(<u>別記第22</u> 号様式の17)によらなければならない。 第31条の10 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児保育事業変更届(別記第22号様式の 10)によらなければならない。

(病児保育事業の廃止又は休止の届出) 第31条の11 法第34条の18第3項の規定による届 出は、病児保育事業廃止(休止)届(<u>別記第22</u> 号様式の11)によらなければならない。

別記第22号様式の11中「第31条の11関係」を「第31条の17関係」に改め、同様式を別記第22号様式の17 とする。

別記第22号様式の10中「第31条の10関係」を「第31条の16関係」に改め、同様式を別記第22号様式の16 とする。

別記第22号様式の9中「第31条の9関係」を「第31条の15関係」に改め、同様式を別記第22号様式の15と する。

別記第22号様式の8中「第31条の8関係」を「第31条の14関係」に改め、同様式を別記第22号様式の14と する。

別記第22号様式の7中「第31条の7関係」を「第31条の13関係」に改め、同様式を別記第22号様式の13と する。

別記第22号様式の6中「第31条の6関係」を「第31条の12関係」に改め、同様式を別記第22号様式の12と する。

別記第22号様式の5の次に次の6様式を加える。

別記第22号様式の6(第31条の6関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業等開始届

次のとおり(親子再統合支援・社会的養護自立支援拠点・意見表明等支援)事業を開始 しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、定款その他の基本約款を記載した書類を添付してく ださい。 別記第22号様式の7(第31条の7関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業等変更届

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

事業の種類				
変更した事項	変更前			
変史 した事項	変更後			
変更した年月日		年	月	日
参考事項				

別記第22号様式の8(第31条の8関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業等廃止(休止)届

次のとおり (親子再統合支援・社会的養護自立支援拠点・意見表明等支援) 事業を廃止 (休止) しますので、届け出ます。

事業の種類				
廃止(休止)しようとする年月日(休止しよ うとする場合にあっては、休止の予定期間)	(から	年 年	月月	日 日まで)
廃止又は休止の理由				
現に便宜を受けている者に対する措置				
参考事項				

別記第22号様式の9(第31条の9関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

妊產婦等生活援助事業開始届

次のとおり妊産婦等生活援助事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、定款その他の基本約款を記載した書類を添付してく ださい。

記第22号様式の10(第31条の	10間核)					(金曜日)
				年	月	日
				') ,	
和歌山県知事 様						
[3 (]—)[]						
	住所(法人にあ	っては、主	たる事務所	斤の所:	在地)	
	氏名(法人にあ	·				
	妊産婦等生活援助	事業変更届				
次の事項について変更し	ましたので、届け出	ます。				
事業の種類						
	変更前					
変更した事項	変更後					
変更した年月日		年	月		日	
参考事項						

別記第22号様式の11(第31条の11関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

妊產婦等生活援助事業廃止 (休止) 届

次のとおり妊産婦等生活援助事業を廃止(休止)しますので、届け出ます。

事業の種類				
廃止(休止)しようとする年月日(休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間)	(から	年 年	月月	日 日まで)
廃止又は休止の理由				
現に便宜を受けている者に対する措置				
参考事項				

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕っ て使用することができる。

和歌山県規則第29号

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則(平成7年和歌山県規則第74号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

和歌山県障害児者サポートセンター管理規 厠

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>和歌山県障害児者サポート</u> センター(以下「サポートセンター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとす

(開所時間)

- 第2条 サポートセンター (第4条に掲げる施設を除く。次条において同じ。) の開所時間は、 午前9時から午後5時45分までとする。

(休所日)

- 第3条 サポートセンターの休所日は、次のとお りとする。
 - (1)~(3) 略

2 略

(使用を承認する施設)

- 第4条 サポートセンターの施設のうち次に掲げる施設 (以下単に「施設」という。)を使用し ようとする者は、知事の承認を受けなければな らない。
 - (1)~(7) 略

(温水プール以外の施設の休日)

第6条 略

略

和歌山県障害児者サポートセンター所長(以 下「所長」という。)は、災害その他急迫の事 情のため温水プール以外の施設の使用を休止し た場合には、次に掲げる事項を直ちに知事に報告するものとする。

(1)~(3) 略

(温水プール以外の施設の使用の承認)

第7条

2 略

3 知事は、第1項の承認をする場合において、 改正前

和歌山県子ども・女性・障害者相談センタ 一管理規則

(趣旨) 第1条 この規則は、和歌山県子ども・女性・障 <u>害者相談センター</u>(以下「相談センター」とい う。)の管理について必要な事項を定めるもの とする。

(開所時間)

- 第2条 相談センター (第4条に掲げる施設を除 く。次条において同じ。) の開所時間は、午前 9時から午後5時45分までとする。

(休所日)

- 第3条 相談センターの休所日は、次のとおりと する。 (1)~(3) 略

略

(使用を承認する施設)

- 第4条 <u>相談センター</u>の施設のうち次に掲げる施設(以下単に「施設」という。)を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならな
 - (1)~(7) 略

(温水プール以外の施設の休日)

第6条

2 略

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター <u>所長</u>(以下「所長」という。)は、災害その他 急迫の事情のため温水プール以外の施設の使用 を休止した場合には、次に掲げる事項を直ちに 知事に報告するものとする。

(1)~(3) 略

(温水プール以外の施設の使用の承認)

第7条 略

2 略

3 知事は、第1項の承認をする場合において、 サポートセンターの管理上必要があると認める ときは、その使用について条件を付することが できる。

4 • 5 略

(温水プールの使用の承認)

- 第8条の3 略
- 2 略
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、 サポートセンターの管理上必要があると認める ときは、その使用について条件を付することが できる。
- 4 略

(使用承認の制限)

- 第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、施設の使用を承認してはならない。
 - (1) 略
 - (2) サポートセンターの設置の目的に反すると 認められるとき。
 - (3) 略
 - (4) その他サポートセンターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(使用承認の取消し等)

- 第10条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに 該当するときは、施設の使用の承認の全部若し くは一部を取り消し、又はその使用の方法を制 限することができる。
 - 限することができる。
 (1) この規則に違反し、又はこの規則に基づく サポートセンターの職員(以下「職員」とい う。)の指示に従わないとき。
 - (2)~(4) 略
 - (5) その他サポートセンターの管理及び運営上支障があると認められるとき。
- 2 略

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、サポート センターの管理に関し必要な事項は、知事の承 認を得て所長が定める。 相談センターの管理上必要があると認めるとき は、その使用について条件を付することができ る。

4 • 5 略

(温水プールの使用の承認)

- 第8条の3 略
 - 2 略
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、 相談センターの管理上必要があると認めるとき は、その使用について条件を付することができ る。
- 4 略

(使用承認の制限)

- 第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する 場合においては、施設の使用を承認してはなら ない。
 - (1) 略
 - (2) 相談センターの設置の目的に反すると認められるとき。
 - (3) 略
 - (4) その他相談センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(使用承認の取消し等)

- 第10条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに 該当するときは、施設の使用の承認の全部若し くは一部を取り消し、又はその使用の方法を制 限することができる。
 - 限することができる。
 (1) この規則に違反し、又はこの規則に基づく 相談センターの職員(以下「職員」という。)の指示に従わないとき。
 - (2)~(4) 略
 - (5) その他相談センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。
- 2 略

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、相談センターの管理に関し必要な事項は、知事の承認を 得て所長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第30号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(会計課等の出納員の会計事務)

- 第9条 会計課の出納員は、前条の規定により委任された会計管理者の権限に属する事務(以下「委任事務」という。)のほか、次に掲げる事務(他の出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
 - (1)~(9) 略

改正前

(会計課等の出納員の会計事務)

- 第9条 会計課の出納員は、前条の規定により委任された会計管理者の権限に属する事務(以下「委任事務」という。)のほか、次に掲げる事務(他の出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
 - (1)~(9) 略

- (II) 法第243条の2第1項の規定により歳入の 徴収若しくは歳入(歳入歳出外現金を含む。)の収納又は支出に関する事務を委託した場 合における当該事務の検査に関すること。
- (11)~(13) 略
- (i) 振興局(海草振興局を除く。)、東京事務所、紀北県税事務所、紀中県税事務所、紀南県税事務所、紀南県税事務所、南紀熊野ジオパークセンター、紀南児童相談所、仙渓学園、高等看護学院、なぎ看護学校及び田辺産業技術専門学院における旅費(災害その他緊急に支給する必要があるものを除く。)に係る支出負担行為の確認及び支出に関すること。

(15) 略

2~4 略

(かい等の出納員の会計事務)

第11条 略

- 2 振興局地域づくり部の会計専門員又は会計駐 在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次 に掲げる事務(他のかい等の出納員の所掌に属 するものを除く。)をつかさどる。
 - (1) (2) 略
- (3) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う歳 入歳出外現金の払渡しに係る支払(伊都振興 局地域づくり部の会計専門員の職にある出納 員にあっては、農林大学校の軽易な支出に伴 うものを除く。)に関すること(和歌山県財 務規則第117条第3項ただし書に該当するも のを除く。)。

 $3\sim5$ 略

別表第1(第5条関係)

振興局地域づ くり部(東本 婁振興局地域 づくり部本 地区駐在を除 く。)	略
東牟婁振興局 地域づくり部 串本地区駐在	略
略	
消防学校	略
南紀熊野ジオパークセンタニ	事務長
略	
中央児童相談 所	総務企画課長
略	
ジェンダー平 等推進センタ 二	企画課長
<u>D V 相談支援</u> センター	相談支援課長
<u>障害児者サポ</u> ートセンター	障害者支援課長

(II) 歳入の徴収若しくは収納の事務又は支出の 事務を私人に委託した場合における当該事務 の検査に関すること。

(11)~(13) 略

照規局(海草振興局を除く。)、東京事務所、紀北県税事務所、紀中県税事務所、紀南県税事務所、紀南県税事務所、紀南県税事務所、紀南県税事務所、紀南児童相談所、仙渓学園、高等看護学院、なぎ看護学校及び田辺産業技術専門学院における旅費(災害その他緊急に支給する必要があるものを除く。)に係る支出負担行為の確認及び支出に関すること。

(15) 略 2~4 略

(かい等の出納員の会計事務)

第11条 略

- 2 振興局<u>地域振興部</u>の会計専門員又は会計駐在 員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に 掲げる事務(他のかい等の出納員の所掌に属す るものを除く。)をつかさどる。
- (1) (2) 略
- (3) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う歳 入歳出外現金の払渡しに係る支払(伊都振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員にあっては、農林大学校の軽易な支出に伴うものを除く。)に関すること(和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものを除く。)。

3~5 略

別表第1 (第5条関係)

	衣弗 1 (弗 5 宋) ()				
振興局地域振 興那 同地域振 振興部 中地域地 駐在を除く。)	略				
東牟婁振興局 地域振興部串 本地区駐在	略				
略					
消防学校	略				
略					
男女共同参画センター	企画課長				
略					
子ども・女性 ・障害者相談 センター	総務企画課長				

略		略		
引表第 2 (第 8 条	€関係)	別表第2(第8条関係)		
出納員名	委任事務	出納員名 委任事務		
略		略		
4 税務課の 納員	出 (1)~(4) 略 (5) 地方税法第37条の2第 1項第1号に規定する寄 附金又は法人税法(昭和 40年法律第34号)第37条 第3項第1号に規定する 寄附金(次号において「 寄附金」と総称する。) を直接収納し、及び一時 保管すること。	4 税務課の出 (1)~(4) 略 (5) 地方税法第37条の2第 1 項第1 号に規定する寄附金又は法人税法(昭和40年法律第34号)第37条第3項第1号に規定する高附金を口座振込み定する事附金を口座振込みです。 株式会社ゆうち扱変による を1 を2 を2 を3 を3 である。 第 3 では、 第 3		
	(6) 寄附金を口座振込み又 は株式会社ゆうちょ銀行 が指定する払込取扱票に よる払込みの方法で収納 し、及び一時保管するこ と。 (7)・(8) 略	<u>(6)</u> ・ <u>(7)</u> 略		
略		略		
8 那賀振興 有田を集 及び西牟 東局の地域 くり部 長の職 出納員	局 振 づ 部	8 那賀振興局 、有田振興局 及び西牟婁振 興局の地域振 興部の副部長 の職にある出 納員		
9 伊都振興 及び東の地域 くり部 長の職 長の職 出納員	局 振 づ 部	9 伊都振興局 、日高振興局 及び東牟婁振 興局の <u>地域振</u> 興部の副部長 の職にある出 納員		
略		略		
14 その他の; いの出納員 東半域づくり; の職に会計駐在」 の職した除く。)	(局部員 出	14 その他のか いの出納員(東牟婁振興局 地域振興部の 会計駐在員の 職にある出納 員を除く。)		
略	略	略略		
別表第4(第9条		別表第4(第9条、第11条関係)		
出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい	出納員の区分 支払等の事務主管の対象とな るかい		
1 会計課の 出納員	海草振興局 文書館 和歌山 県税事務所 消防学校 環境	1 会計課の 海草振興局 文書館 和歌山 出納員 県税事務所 消防学校 環境		

2 那賀振興 局地域の合計	電子 では、	2	電セ ど 夕 セ門下 校山校歌学 学スら術丘務山 略
り部の会計 専門員の職 にある出納 員		部の会計専 門員の職に ある出納員	
3 伊都振興 局地域づく り部の会計 専門員の職 にある出納 員	略	3 伊都振興 局 <u>地域振興</u> 部の会計専 門員の職に ある出納員	略
4 有田振興 局地域づく り部の会計 専門員の職 にある出納 員	略	4 有田振興 局 <u>地域振</u> 朝 の会計専 門員の職に ある出納員	略
5 日高振興 局地域づく り部の会計 専門員の職 にある出納 員	略	5 日地域計画 田地域計画 部の員の職 両員る出納員	略
6 西牟婁振 興局地域づ くり部の会 計専門員の 職に 納員	略	6 西牟婁振 興局地域会計 専門ある出納 員	略
7 東牟婁振 興局 <u>地域づくり部</u> の会 計専門員の 職にある出 納員	略	7 東 東高地 東河の 東河の 東河の 東河の 東河の 東河の 東河の 東河の	略

8 東牟婁振 興局<u>地域の会</u> 計駐在 ・ 計駐たあ ・ 職にあ ・ 納員 東牟婁振興局(健康福祉部串本支所及び<u>串本建設部)</u>南 紀熊野ジオパークセンター 串本古座高等学校 8 東牟婁振 興局地域振 興部の会計 駐在員の職 にある出納 員 東牟婁振興局(健康福祉部串本支所及び<u>串本建設部)</u> 串本古座高等学校

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第31号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第1 (第2条関係)

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づく次に掲げる手数料

- 1 略
- 2 国際課及び振興局地域づくり部が行う旅券 法の施行に関する事務に係る手数料のうち同 法第20条第1項第1号から第3号までの処分 に係るもの(地方自治法(昭和22年法律第67 号)第231条の2の3第1項に規定する指定 納付受託者が同法第231条の2の5第1項の 規定により納付する場合に限る。)

3~14 略

別表第2 (第5条関係)

売りさばき機関

海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域づくり部 伊都振興局地域づくり部 有田振興局地域づくり部 日高振興局地域づくり部 日高振興局地域づくり部 日高振興局地域づくり部 日高振興局地域づくり部 日高振興局地域づくり部 東牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局串本支所 東牟婁振興局串本建設部 東東福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部中県税事務所 環境衛生研究センター 動物でとンター 和歌山産業技術専門学院 工業技術センター

別記第9号様式(第14条関係)

年度 半期末 証紙売りさばき報告書 略

> 売りさばき機関の長 (警察本部会計課長) (指定金融機関名)

略

別表第1 (第2条関係) 和歌山県使用料及び手数料条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づく次に掲げる手数料

改正前

- 1 略
- 2 国際課及び振興局地域振興部が行う旅券法 の施行に関する事務に係る手数料のうち同法 第20条第1項第1号から第3号までの処分に 係るもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納 付受託者が同法第231条の2の5第1項の規 定により納付する場合に限る。)

3~14 略

別表第2(第5条関係)

売りさばき機関

別記第9号様式(第14条関係)

年度 半期末 証紙売りさばき報告書 略

> 売りさばき機関の長 (警察本部会計課長) (指定金融機関名)

印

略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別記第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

和歌山県告示第304号

和歌山県中央児童相談所の一時保護施設の入所定員を次のように定め、令和6年4月1日から実施する。 平成21年和歌山県告示第363号(和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設の入所定 員)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名 称	入所定員
中央児童相談所一時保護施設	25人

和歌山県告示第305号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。)別表第1第11項の2第1号ただし書の規定により、和歌山県障害児者サポートセンターにおける医療に要する費用(以下「医療費」という。)の算定方法等について次のように定め、令和6年4月1日から適用する。

平成26年和歌山県告示第299号(和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの医療費の算定方法等)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定又は同法第56条第1項に規定する法令その他の法令に 基づき医療に関する給付が行われる場合の医療費の額は、条例別表第1第11項の2第1号本文に定める算定 方法により算定する額とする。ただし、当該法令にこれと異なる定めがある場合は、当該法令に基づき 算定する額とする。
- 2 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の 適用を受ける場合の医療費を算定する場合における1点当たりに乗ずる単価は、次のとおりとする。
- (1) 労働者災害補償保険法の適用のあるもの 11.5円
- (2) 自動車損害賠償保障法の適用のあるもの 20円
- 3 第1項及び条例別表第1第11項の2第1号本文に定める算定方法により医療費を算定する場合において、 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものではない部分があるときは、 当該部分に係る医療費の額は、第1項及び条例別表第1第11項の2第1号本文に定める算定方法により算定 した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定により算定された医療費の合計額に10円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 文書料
 - (1) 自動車損害賠償保障法関係診断書、訴訟関係診断書、死体検案書その他特に複雑な診断書及び自動

車損害賠償保障法関係診療報酬明細書その他特に複雑な証明書 1件につき 4,400円

- (2) 恩給診断書、各種障害年金等受給診断書、生命保険関係診断書その他複雑な診断書及び証明書 1件 につき 3,300円
- (3) 死亡診断書、普通診断書、健康診断書、身体障害者手帳交付用診断書、特定疾患公費負担申請用診断書、精神障害者健康福祉手帳交付用診断書、通院医療公費負担申請用診断書その他通常の診断書及び証明書 1件につき 2,200円
- (4) 死亡診断書 (死亡届市町村提出用) その他簡単な診断書及び医療費支払証明書、入院・通院証明書 その他簡単な証明書 1件につき 1,100円

諸報

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年3月29日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)の管理を行う者和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等 和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
 - (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地に係る管理の内容
 - ア 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを 除く。)による県営住宅等の管理
 - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
 - (2) 2で定める県営住宅等のうち、(1) に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容 和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業 務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで